



分喫煙室を設置する場合

変更承認申請？

変更届？

健康増進法の改正により、**来年（令和2年）4月1日**から、法令・規則に従い分煙対策が実施されます。風営適正化法は第9条第1項（構造及び設備の変更）は、「増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更（**内閣府令で定める軽微な変更を除く**。第5項において同じ）をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。」と規定しています。

内閣府令で定める軽微な変更とは

- 1 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の様替に該当する変更
- 2 客室の位置、数又は床面積の変更
- 3 壁、ふすまその他**営業所**の内部を仕切るための設備変更
- 4 営業の方法の変更に係る構造又は設備の変更

に該当しない変更、となっていますから、

1～4に該当する場合は変更承認申請。それ以外は変更届

ということになります。

従って、**1～4**の解釈を理解しなければなりません。

喫煙室設置の場合、**2・3**規定に係る変更が多数だと思います。客室の床面積が狭くなる、営業所の内部を仕切る等は変更承認申請が必要ですが、その場所が客室なのか？営業所なのか？その点も理解する必要があります。

警察署からは、

「分煙対策に伴う変更承認申請・変更届については、構造・設備の変更を明確にするため「旧」と「新」の平面図等が必要です。」「各ホールの個々の案件については、事前に変更内容を把握し、無承認にならないよう手続きを進めていきましょう。」との助言を頂きました。

まずは、各支部担当局員に相談して下さい。警察の判断を仰ぎながら手続きを進めたいと思っています。

変更承認申請の場合、県証紙代は、**9,900円!**

※ 別添資料の「**ぱちんこ営業の構造・設備変更図解**」を作成してみました。参考にして下さい。

豆知識

営業所とは

営業所とは、客室のほか、もっぱら当該営業所の用に供する調理室、クローク、廊下洗面所、従業員の更衣室等を構成する建物その他の施設のことをいい、駐車場、庭等であっても、社会通念上当該建物と一体とみられ、もっぱら当該営業の用に供される施設であれば、「営業所」に含まれるものと解する。

客室の意味

パチンコ営業は、客に遊技させ、その遊技結果に応じて賞品を提供する営業です。その一連の作業に使用される場所、つまりパチンコ島、商品棚、商品提供カウンターそしてこれらと一体となっている空間まで、となります。

客室の範囲

風営許可の申請の際には、必ず客室床面積と営業所床面積を算出し、その根拠となる寸法と計算式を記載した図面を提出します。

どこまでの範囲が客室であるのかについては、県公安委員会に提出されている図面に記載されており、その詳細な数値も記載されています。

全・日・遊・連 組合員WEBSITE

分煙関係です。
ちょっと閲覧！

2019/8/30	発刊210号	健康増進法の一部を改正する法律による受動喫煙対策についての周知について
2019/12/27	発刊421号	ホールにおける受動喫煙対策（喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準（案）等）について
2019/2/13	発刊478号	ホールにおける受動喫煙対策（健康増進法の一部を改正する法律の一部の規定の施行）について
2019/3/4	発刊513号	ホールにおける受動喫煙対策（喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出を防するための技術的基準等）について
2019/3/12	発刊518号	ホールにおける受動喫煙対策（健康増進法の一部を改正する法律の一部の規定の施行）について
2019/3/19	発刊536号	ホールにおける受動喫煙対策（喫煙専用室等の設置に係る構造及び設備の変更の取扱）について
2019/5/16	発062号	「改正健康増進法の施行に関するQ&A」に関する警察庁からの周知要請及び厚生労働省による助成金の申請受付開始について
2019/6/13	事務連絡	日遊協主催「受動喫煙防止対策、ベンチマーク制度セミナー」開催について

ぱちんこ営業（風営法4号営業）の構造・設備変更 図解

- 1 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替に該当する変更
【大規模の修繕、模様替とは、建築物の一種以上について行う過半の修繕、模様替】
- 2 客室の位置、数又は床面積の変更
- 3 壁、ふすまその他営業所の内部を仕切るための設備変更
- 4 営業の方法の変更に係る構造又は設備の変更

公安委員会の事前承認が必要



第9条第1項
(第20条第10項又は第31条の23にお
いて準用する場合を含む)

※部品交換が遊技機の性能に
影響を及ぼすおそれがあるもの
(府令第6条)

第9条第1項
風俗営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造
又は設備の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。第5項
において同じ。)をしようとするときは、国家公安委員会規則で定
めるところによりあらかじめ公安委員会の承認を受けなければな
らない。

【構造及び設備の変更等】 第9条



公安委員会の事前承認を要しない

- 第9条第3項第1号
- 第9条第3項第2号
- 第9条第5項
- (第20条第10項又は第31条の23にお
いて準用する場合を含む)

第9条第3項1号、2号

風俗営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公安委
員会に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しな
ければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令
で定める書類を添付しなければならない。

- 1 第5条第1項各号(第3号及び第4号を除く。)に掲げる事
項
(同項第2号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に
限る。)
- 2 営業所の構造又は設備につき第1項の軽微な変更をし
たとき。



- 遊技機の部品変更のうち次に掲げるものは極めて軽微なものと考えられることから、届出を要しない扱いとする。
- ① 同一規格の範囲内で行われる遊技機の色の変更
 - ② 遊技機の部品が不正なものと交換されていないか確認するために行われる部品の取り外し及び当該部品の取り付け(遊技機の部品の付加を伴わないものに限る)
 - ③ 遊技機の位置の変更
 - ④ 客室内の風通しを妨げない程度の椅子・テーブル等の配置の変更



変更区分	提出期限	添付書類
管理者 氏名・住所変更	10日以内	身分証明書・本籍地記載の住民票 ・登記されていないことの証明書 ・誓約書その1・誓約書その2
代表者 氏名・住所変更	20日以内	本人の写真 ・身分証明書 ・本籍地記載の住民票 ・登記されていないことの証明書
役員 氏名・退任	20日以内	法人登記・誓約書(役員用)
代表者・役員 住所変更	20日以内	法人登記 ・住民票のみ

第9条第4項

1号変更の届出書を提出する場合、許可証の記載事
項に該当するときは、書換を要しなくてはならない

許可証書換え申請書	提出期限	添付書類
営業所の名称変更	10日以内	新店名の入った看板等写真
営業所の所在地変更	20日以内	営業所の所在地が変更したと疎明できる資料
会社の名称変更	20日以内	定款・法人登記



提出期限
1ヶ月以内
※照明設備、音響、
防音設備の場合は10日以内

構造	提出期限	添付書類
設備 防音設備の場合は10日以内	1ヶ月以内	※照明設備、音響、 防音設備の場合は10日以内

- 1 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替に該当する変更
- 2 客室の位置、数又は床面積の変更
- 3 壁、ふすまその他営業所の内部を仕切るための設備変更
- 4 営業の方法の変更に係る構造又は設備の変更

以外



※部品交換が遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがないもの

- ① 遊技球等の受け皿
- ② 遊技機の前面ガラス板等
- ③ 遊技機の鍵
- ④ 遊技機の配線、主基板等の部品が不正なものと交換されること等を防止するために、当該部品を束ねる等